

川口市特別職報酬等審議会次第

日 時 平成27年2月12日（木）午後2時

場 所 本庁舎2階 第3会議室

- 会議内容
- (1) 任命書交付
 - (2) 市長挨拶
 - (3) 委員紹介
 - (4) 会長互選
 - (5) 会長挨拶
 - (6) 諒問
 - (7) 審議
 - (8) 閉会

川口市特別職報酬等審議会

平成27年2月12日

川 口 市

目 次

○ 川口市特別職報酬等審議会委員名簿	1
○ 川口市特別職報酬等審議会条例(抄)	2
○ 川口市市長等常勤の特別職職員の給与等に関する条例(抄)	3
○ 給与勧告の骨子	4
○ 公務員の給与改定に関する取扱いについて	7
○ 「地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する検討会」報告書(概要)	9
○ 一般職と常勤特別職の給料月額の変遷(川口市)	11
○ 埼玉県内市の市長及び副市長の給料	12

川口市特別職報酬等審議会委員名簿

(敬称略・五十音順)
平成27年2月12日

氏名	役職名
伊藤 光男 イトウ ミツオ	川口鋳物工業協同組合理事長
小澤 恵美子 オザワ エミコ	川口市交通安全母の会会長
笠原 博 カサハラ ヒロシ	川口市農業協同組合代表理事組合長
小原 貞次 コハラ テイジ	鳩ヶ谷商工会会長
櫻井 道子 サクライ ミチコ	川口市食生活改善推進員協議会会长
小林 政氏 コバヤシ マサシ	川口商工会議所副会頭
竹本 佳標 タケモト ヨシタカ	川口青年会議所理事長
徳竹 英一 トクタケ エイイチ	川口市医師会会长
中村 純司 ナカムラ ジュンジ	日本労働組合総連合会埼玉県連合会 川口・戸田・蕨地域協議会議長
矢作 泰敏 ヤハギ ヤストシ	幸栄地区連合町会長

○川口市特別職報酬等審議会条例（抄）

（昭和 39 年 7 月 1 日条例第 38 号）

（設置）

第 1 条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、この市に川口市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

（委員）

第 3 条 審議会は、委員 10 人をもって組織する。

- 2 委員は、川口市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要な都度、市長が任命する。
- 3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

（庶務）

第 6 条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

○川口市市長等常勤の特別職職員の給与等に関する条例（抄）

（昭和 42 年 4 月 1 日条例第 5 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条第 3 項の規定に基づき、市長及び副市長（以下「市長等」という。）の給与及び旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

（給与）

第 2 条 市長等の受ける給与は、給料、地域手当、通勤手当及び期末手当とする。

（給料）

第 3 条 市長等の給料の月額は、別表第 1 のとおりとする。

（地域手当）

第 4 条 地域手当の月額は、給料の月額に川口市職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 17 号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）に支給される地域手当の算定に用いる割合を乗じて得た額とする。

（期末手当）

第 6 条 市長等で、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に、期末手当を支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に任期が満了し、退職し、失職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 11 条第 1 項各号（第 1 号を除く。）、同法第 252 条又は政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 28 条の規定に該当して失職した場合を除く。次項において同じ。）し、解職され、又は死亡した者（これらの基準日において、この項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。

附 則

4 当分の間、給料の月額は、第 3 条の規定にかかわらず、同条に定める給料の月額からその額に 100 分の 6 を乗じて得た額を減じた額とする。

別表第 1（第 3 条関係）

職名	給料の月額
市長	1,146,000 円
副市長	942,000 円

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに7年ぶりの引上げ

- ① 民間給与との較差(0.27%)を埋めるため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら俸給表の水準を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.15月分)、勤務実績に応じた給与の推進のため勤勉手当に配分

俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直し

- ① 地域の民間給与水準を踏まえて俸給表の水準を平均2%引下げ
- ② 地域手当の見直し(級地区分等の見直し、新データによる支給地域の指定見直し)
- ③ 職務や勤務実績に応じた給与配分(広域異動手当、単身赴任手当の引上げ等)
* 平成27年4月から3年間で実施。俸給引下げには3年間の経過措置。段階的実施に必要な原資確保のため、平成27年1月の昇給を1号俸抑制

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が隨時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との較差等に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約12,400民間事業所の約50万人の個人別給与を実地調査（完了率88.1%）

* 民間の組織形態の変化に対応するため、本年から基幹となる役職段階（部長、課長、係長、係員）の間に位置付けられる従業員の個人別給与等を把握し官民の給与比較の対象に追加

〈月例給〉 公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

○民間給与との較差 1,090円 0.27% [行政職(一)…現行給与 408,472円 平均年齢43.5歳]

[俸給 988円 はね返り分(注) 102円] (注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.12月（公務の支給月数 3.95月）

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

改定率 平均0.3% 世代間の給与配分の見直しの観点から若年層に重点を置いて改定
初任給 民間との間に差があることを踏まえ1級の初任給を2,000円引上げ

② その他の俸給表 行政職(一)との均衡を基本に改定（指定職俸給表は改定なし）

(2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し改定

(3) 通勤手当

交通用具使用者に係る通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ使用距離の区分に応じ100円から7,100円までの幅で引上げ

(4) 寒冷地手当

新たな気象データ（メッシュ平年値2010）に基づき、支給地域を見直し

〈ボーナス〉

民間の支給割合に見合うよう引上げ 3.95月分→4.10月分

勤務実績に応じた給与を推進するため引上げ分を勤勉手当に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
26年度	期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）
	勤勉手当	0.675月（支給済み）	0.825月（現行0.675月）
27年度 以降	期末手当	1.225月	1.375月
	勤勉手当	0.75月	0.75月

[実施時期等]

- ・月例給：俸給表、初任給調整手当及び通勤手当は平成26年4月1日
寒冷地手当は平成27年4月1日（所要の経過措置）
- ・ボーナス：法律の公布日

III 給与制度の総合的見直し

次のような課題に対応するため、俸給表、諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを勧告

- 民間賃金の低い地域における官民給与の実情をより適切に反映するための見直し
- 官民の給与差を踏まえた50歳台後半層の水準の見直し
- 公務組織の特性、円滑な人事運用の要請等を踏まえた諸手当の見直し

1 地域間の給与配分の見直し、世代間の給与配分の見直し

[俸給表等の見直し]

- ① 行政職俸給表(一) 民間賃金水準の低い12県を一つのグループとした場合の官民較差と全国の較差との率の差（2.18ポイント（平成24年～26年の平均値））を踏まえ、俸給表水準を平均2%引下げ。1級（全号俸）及び2級の初任給に係る号俸は引下げなし。3級以上の級の高位号俸は50歳台後半層における官民の給与差を考慮して最大4%程度引下げ。40歳台や50歳台前半層の勤務成績に応じた昇給機会の確保の観点から5級・6級に号俸を増設
- ② 指定職俸給表 行政職(一)の平均改定率と同程度の引下げ改定
- ③ ①及び②以外の俸給表 行政職(一)との均衡を基本とし、各俸給表における50歳台後半層の在職実態等にも留意しつつ引下げ。医療職(一)については引下げなし。公安職等について号俸を増設
- ④ その他 委員、顧問、参与等の手当の改定、55歳超職員（行政職(一)6級相当以上）の俸給等の1.5%減額支給措置の廃止等

[地域手当の見直し]

- ① 級地区分・支給割合 級地区分を1区分増設。俸給表水準の引下げに合わせ支給割合を見直し
1級地20%、2級地16%、3級地15%、4級地12%、5級地10%、6級地6%、7級地3%
＊ 賃金指数93.0以上の地域を支給地域とすることを基本（現行は95.0以上）
＊ 1級地（東京都特別区）の支給割合は現行の給与水準を上回らない範囲内（全国同一水準の行政サービスの提供、円滑な人事管理の要請等を踏まえると地域間給与の調整には一定の限界）
- ② 支給地域 「賃金構造基本統計調査」（平成15年～24年）のデータに基づき見直し（級地区分の変更は上下とも1段階まで）
- ③ 特例 1級地以外の最高支給割合が16%となることに伴い、大規模空港区域内の官署に在勤する職員に対する支給割合の上限（現行15%）、医師に対する支給割合（同）をそれぞれ16%に改定

2 職務や勤務実績に応じた給与配分

- (1) **広域異動手当** 円滑な異動及び適切な人材配置の確保のため、広域的な異動を行う職員の給与水準を確保。異動前後の官署間の距離区分に応じて、300km以上は10%（現行6%）、60km以上300km未満は5%（現行3%）に引上げ
- (2) **単身赴任手当** 公務が民間を下回っている状況等を踏まえ、基礎額（現行23,000円）を7,000円引上げ。加算額（現行年間9回の帰宅回数相当）を年間12回相当の額に引上げ、遠距離異動に伴う経済的負担の実情等を踏まえ、交通距離の区分を2区分増設
- (3) **本府省業務調整手当** 本府省における人材確保のため、係長級は基準となる俸給月額の6%相当額（現行4%）、係員級は4%相当額（現行2%）に引上げ
- (4) **管理職員特別勤務手当** 管理監督職員が平日深夜に及ぶ長時間の勤務を行っている実態。災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜（午前0時から午前5時までの間）に勤務した場合、勤務1回につき6,000円を超えない範囲内の額を支給
- (5) **その他** 人事評価結果を反映した昇給効果の在り方については、今後の人事評価の運用状況等を踏まえつつ引き続き検討。技能・労務関係職種の給与については、今後もその在職実態や民間の給与等の状況を注視

3 実施時期等

- 債給表は平成27年4月1日に切替え
- 地域手当の支給割合は段階的に引上げ、その他の措置も平成30年4月までに計画的に実施
- 激変緩和のための経過措置（3年間の現給保障）
- 見直し初年度の改正原資を得るため平成27年1月1日の昇給を1号俸抑制

IV 雇用と年金の接続及び再任用職員の給与

- **雇用と年金の接続**
 - ・ 公務の再任用は短時間が約7割、補完的な業務を担当することが一般的
 - ・ 平成28年度に年金支給開始年齢が62歳に引き上げられ、再任用希望者が増加する見込み。職員の能力・経験の公務外での活用、業務運営や定員配置の柔軟化による公務内での職員の活用、60歳前からの退職管理を含む人事管理の見直しを進めていく必要
 - ・ 本院としても引き続き、再任用の運用状況や問題点の把握に努めるとともに、民間企業における継続雇用等の実情、定年前も含めた人事管理全体の状況等を詳細に把握し、意見の申出（平成23年）を踏まえ、雇用と年金の接続のため適切な制度が整備されるよう積極的に取組
- **再任用職員の給与**
 - ・ 転居を伴う異動をする職員の増加と民間の支給状況を踏まえ再任用職員に単身赴任手当を支給
〔実施時期：平成27年4月1日〕
 - ・ 本年初めて公的年金が全く支給されない民間の再雇用者の個人別給与額を把握。今後もその動向を注視するとともに、各府省の今後の再任用制度の運用状況を踏まえ、再任用職員の給与の在り方について必要な検討

公務員の給与改定に関する取扱いについて

〔平成26年10月7日
閣議決定〕

- 1 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与については、去る8月7日の人事院勧告どおり、平成26年度の給与改定を行うとともに、地域間・世代間の適正な給与配分等の実現を図る観点からの給与制度の総合的見直しを実施するものとする。
- 2 特別職の国家公務員の給与については、おおむね1の趣旨に沿って取り扱うものとする。
- 3 1及び2の措置に併せ、次に掲げる各般の措置を講ずるものとする。
 - (1) 国の行政機関の機構及び定員については、「国行政機関の機構・定員管理に関する方針」(平成26年7月25日閣議決定)に沿って、厳格に管理を行う。
 - (2) 国家公務員の退職手当制度については、給与制度の総合的見直しの影響を踏まえ、現行の支給水準の範囲内で、職員の公務への貢献度をより的確に反映させるよう、必要な改正を行う。
 - (3) 独立行政法人(総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第13号に規定する独立行政法人をいう。)の役職員の給与改定に当たっては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、適切に対応する。
また、特殊法人等の役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮して国民の理解が得られる適正な給与水準となるよう厳しく対処するとともに、必要な指導を行うなど適切に対応する。
- 4 地方公務員の給与改定については、各地方公共団体において、地方公務員法の趣旨に沿って適切に対応するとともに、厳しい財政状況及び各地方公共団体の給与事情等を十分検討の上、既に国家公務員又は民間の給与水準を上回っている地方公共団体にあっては、その適正化を図るため必要な措置を

講ずるよう要請するものとする。

また、国家公務員における給与制度の総合的見直しを踏まえ、地方公務員給与についても、人事委員会機能を発揮することなどにより地域民間給与のより的確な反映など適切に見直しを行うよう要請するものとする。

さらに、地方公共団体の適正な定員管理及び人件費の抑制に支障を來すような国の施策を厳に抑制するとともに、地方公共団体に対し、行政の合理化、能率化を図り、適正な定員管理の推進に取り組むよう要請するものとする。

「地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する検討会」報告書(概要)

平成26年12月

1 はじめに

○給与制度の総合的見直しに対する地方公務員給与の対応等を検討し、報告書として取りまとめ。

2 地方公務員給与の現状

○平成18年以降の給与構造見直しで、地域民間給与の反映、年功的な給与上昇の抑制、勤務実績の給与への反映などの取組を推進。

○給与は総体的に抑制基調で推移しており、画一的・年功的傾向から、より地域差が反映され国に近い給与カーブとなるなど、給与構造見直しは一定の成果。

○一方で、①見直しの趣旨が十分に徹底されていない、②人事委員会機能の発揮が不十分、③当該団体独自の給与削減措置を実施している、などの団体もあり、国の見直しの動向とともに、各団体における給与制度・運用に係る状況を踏まえた検討が重要。

3 地方公務員の給与決定原則（職務給の原則、均衡の原則）

○地方公務員給与における主要な給与決定原則として、「職務給の原則」と「均衡の原則」がある。

※ 職務給の原則：職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。（地方公務員法第24条第1項）

均衡の原則：職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。（地方公務員法第24条第3項）

○均衡の原則は、「地方公務員の給与のあり方に関する研究会報告書」（平成18年3月）において、

①給与制度（給料表の構造や手当の種類・内容等）は国の制度を基本とし、

②給与水準は地域の民間給与をより重視して均衡の原則を適用すべきであるが、仮に民間給与が高い地域であっても、それぞれの地域における国家公務員の給与水準を目安とするとの考え方を示されている。

○今回の見直しにおいても、以上の原則に基づいて具体的な検討がなされるべき。

4 国家公務員における給与制度の総合的見直し

○国家公務員給与においては、公務員給与が高いのではないか等の指摘や50歳台後半層の官民の給与差などを踏まえ、給与制度を総合的に見直し。

・全国共通の俸給表の水準を平均2%、3級以上の高位号俸を最大4%引下げ

・俸給表の水準の引下げに合わせ、地域手当の支給割合を3%～20%の7区分とするなどの見直し

・広域異動手当や単身赴任手当の見直し、平成26年の給与改定における勤勉手当の拡充 等

○平成27年度から段階的に実施。激変緩和のため3年間の経過措置（現給保障）。

5 地方公務員給与における対応の方向性

(1) 基本的な考え方

○地方公務員給与の現状を踏まえれば、国家公務員給与が捉えている課題は多くの地方公共団体に共通。

○各地方公共団体において、それぞれの給与の実態を踏まえつつ、職務給の原則や均衡の原則に基づき、今回の見直しに係る課題に主体的に取り組む必要。その際、公務としての類似性を有し、専門的見地から検討された今回の国の見直しの内容や考え方を十分に踏まえるべき。

○給与適正化面から課題のある団体は、速やかにその是正に取り組んでいく必要。

(2) 給料表

○地方公務員給与については、地域間の給与差の反映は道半ばであり、地域民間給与の公務員給与への反映について住民・国民の関心も高く、高齢層職員の給与も国家公務員給与と同様の課題。

○各地方公共団体において、改めてその給料表のあり方を検証しつつ、地域民間給与の更なる反映や高齢層職員の給与抑制に向け、国の俸給表の見直しを十分に踏まえた取組を検討していく必要。

- 国の俸給表の見直しにおいては、1級と2級の初任給に係る号俸は引き下げないなど、人材確保の懸念にも一定程度の対応。職員のモチベーション低下への懸念には、まずは勤務成績の給与等への適切な反映を図るべき。
- 一般行政職以外の給料表についても、原則として一般行政職による対応を基本として対応。

(3) 地域手当

- 地域民間給与の更なる反映の観点から、(2)の給料表の見直しと併せて、地域手当について所要の対応をとることが均衡の原則に適う。
- 今回の見直しで、支給地域である中核的な都市と一体性が認められる市町村は3%と6%の2段階の級地に格付け(パーソントリップ補正)。
- 人事院の基準にのっとって支給地域・支給割合を定めることが原則。
 - ・広域自治体である都道府県においては、国の基準による支給総額を超えない範囲で、地域手当の趣旨を没却しない調整を行うことは一定の合理性。
 - ・市町村においては、住民への説明責任の観点から、原則として国の基準によるべき。
- 給料と地域手当の水準が現行を上回る団体は、地域住民の理解と納得が得られるよう必要な抑制を行うなどの対応はやむを得ない。

(4) 職務や勤務実績に応じた給与

- 本年5月の地方公務員法の改正を機に、人事評価制度の円滑な導入や運用を行い、勤務実績の給与(昇給、勤勉手当)への反映を推進すべき。
- 技能労務職員の給与については、引き続き適正な給与制度・運用としていくことが重要。

6 見直しの進め方

(1) 人事委員会勧告との関係

- 人事委員会は、当該団体の給与の状況や国の見直し内容を踏まえた上で、適切な勧告を実施する必要。その際、地方公務員給与の均衡の原則においては、国家公務員給与が考慮事項の一つとされ、その見直しを踏まえた検討が求められること、地域間の給与差の反映は道半ばであること、民間給与が高い地域でも国家公務員の給与水準が目安とされていること等を十分踏まえる必要。
- 人事委員会を設置していない市町村は、給与実態を検証の上、国の見直し内容や対応方針等を踏まえ、自ら給与制度の見直しに取り組む必要。

(2) スケジュール

- 国家公務員給与の見直しの実施時期を念頭に対応を行うことが求められる。

(3) 給与情報の公表

- 団体間の比較が可能な形で、給与制度の総合的見直しの取組状況が把握できるよう、給料表や地域手当の見直し状況などの公表様式を整備すべき。

7 人事委員会勧告の状況等

- 平成26年の人事委員会勧告の状況を見ると、都道府県についてはほとんどの団体において今回の見直しに関して勧告がなされている。一方、勧告時期が早かった指定都市など、見直しを引き続き検討していくこととしている委員会も見受けられる。
- 給与制度の総合的見直しについて勧告が行われていない団体は、住民・国民の地方公務員給与への理解と納得を得るためにも、国の見直し方針を踏まえ、速やかに必要な対応を取ることが求められる。

8 今後に向けた課題

- 人事委員会機能のあり方、市町村における適正な給料表の構造や給与水準、地方公務員に適用される給料表、地域手当のあり方、国と地方の給与比較の方法といった課題や論点を整理。将来に向け、引き続き検討・研究していく必要。

一般職と常勤特別職の給料月額の変遷(川口市)

	一般職	給料改定率	特別職		
			市長	副市長	
平成15年度	369,495円	▲ 0.97%	1,146,000円 1,077,240円 ▲ 6.0%	942,000円 885,480円 ▲ 6.0%	
平成16年度	374,008円	改定なし	1,146,000円 1,077,240円 ▲ 6.0%	942,000円 885,480円 ▲ 6.0%	
平成17年度	375,426円	▲ 0.32%	1,146,000円 1,077,240円 ▲ 6.0%	942,000円 885,480円 ▲ 6.0%	
平成18年度	374,076円	改定なし	1,146,000円 1,077,240円 ▲ 6.0%	942,000円 885,480円 ▲ 6.0%	
平成19年度	368,653円	0.16%	1,146,000円 1,077,240円 ▲ 6.0%	942,000円 885,480円 ▲ 6.0%	
平成20年度	360,548円	改定なし	1,146,000円 1,077,240円 ▲ 6.0%	942,000円 885,480円 ▲ 6.0%	
平成21年度	353,718円	▲ 0.17%	1,146,000円 1,077,240円 ▲ 6.0%	942,000円 885,480円 ▲ 6.0%	
平成22年度	347,333円	▲ 0.15%	1,146,000円 1,077,240円 ▲ 6.0%	942,000円 885,480円 ▲ 6.0%	
平成23年度	335,888円	▲ 0.21%	1,146,000円 1,077,240円 ▲ 6.0%	942,000円 885,480円 ▲ 6.0%	
平成24年度	332,139円	改定なし	1,146,000円 1,077,240円 ▲ 6.0%	942,000円 885,480円 ▲ 6.0%	
平成25年度	332,047円	改定なし	1,146,000円 1,077,240円 ▲ 6.0%	942,000円 885,480円 ▲ 6.0%	
平成26年度	331,607円	改定なし	1,146,000円 1,077,240円 ▲ 6.0%	942,000円 885,480円 ▲ 6.0%	

※特別職は、上段が給料月額、下段がカット後の給料月額(カット率)

埼玉県内市の市長及び副市長の給料

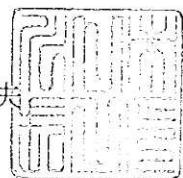
市名	市長	副市長	減額条例施行中の場合の減額率	世帯数	人口
	円	円		世帯	人
さいたま市	1,243,000	977,000		545,900	1,255,743
川越市	1,073,000	896,000		148,653	348,723
熊谷市	920,000	776,000		80,989	199,011
川口市	1,146,000	942,000	市長・副市長6%	264,042	585,503
行田市	933,000	780,000	市長・副市長10%	33,840	84,870
秩父市	880,000	749,000	市長50%、副市長10%	26,311	66,485
所沢市	1,029,000	876,000		151,090	342,564
飯能市	930,000	785,000	市長50%	33,316	81,089
加須市	910,000	782,000		43,452	114,076
本庄市	890,000	756,000	市長10%、副市長5%	32,603	79,617
東松山市	904,000	747,000		36,111	87,795
春日部市	982,000	832,000		100,785	238,239
狭山市	970,000	815,000		65,857	154,645
羽生市	905,000	778,000	市長20%、副市長10%	21,692	56,041
鴻巣市	884,000	756,000		47,093	118,173
深谷市	910,000	755,000		55,544	143,463
上尾市	900,000	750,000		95,674	228,176
草加市	1,040,000	875,000	市長20%、副市長10%	105,366	239,975
越谷市	995,000	835,000		141,640	332,745
蕨市	885,000	775,000		35,809	72,137
戸田市	970,000	814,000		55,747	126,315
入間市	931,000	783,000	市長50%、副市長30%	61,953	149,912
朝霞市	903,000	766,000	市長30%、副市長20%	58,007	130,395
志木市	828,000	729,000		31,011	71,937
和光市	822,000	711,000	市長・副市長20%	37,795	79,338
新座市	918,000	767,000	市長70%、副市長10%	69,065	160,176
桶川市	912,000	780,000		30,538	74,764
久喜市	910,000	780,000		62,251	154,997
北本市	900,000	760,000		28,262	68,806
八潮市	880,000	750,000	市長20%、副市長10%	35,016	82,578
富士見市	871,000	741,000	市長30%、副市長20%	46,805	107,231
三郷市	950,000	790,000	市長10%、副市長5%	57,874	135,856
蓮田市	845,000	712,000		25,897	62,948
坂戸市	925,000	783,000		41,640	99,119
幸手市	832,000	721,000	市長19.5%	21,928	53,360
鶴ヶ島市	873,000	741,000		28,913	69,329
日高市	858,000	728,000	市長・副市長10%	23,140	57,502
吉川市	845,000	715,000		26,930	69,093
ふじみ野市	835,400	708,200		46,958	108,421
白岡市	772,000	654,000		19,687	51,388
平均	922,735	779,255			

写

平成27年2月12日

川口市特別職報酬等審議会会長 様

川口市長 奥ノ木 信夫



市長及び副市長の給料の額について（諮問）

のことについて、次のとおり諮問いたしますので、ご審議方お願い申し上げます。

記

1 諒問事項

「市長及び副市長の給料の額について」

2 諒問理由

平成14年度に開催された川口市特別職報酬等審議会において、市長、副市長の給料の額について、給料の6パーセントに相当する額を3年間削減することが適當であるとの答申を受け、また、平成17年度開催の審議会においても、当面の間、給料の6パーセントの削減措置を継続することが適當であるとの答申がなされました。さらに、平成25年度開催の審議会においては、給与特例減額措置により、15パーセントの給料削減を9カ月間実施することが望ましい旨の答申がなされ実施してきたところでございます。なお、現在は給与特例減額措置が終了し、平成15年度から継続している給料の6パーセントの削減を実施しているところです。

一方、平成26年8月7日の人事院勧告を受け、来年度から国家公務員においては、民間の給与水準に準拠した地域間、世代間の適正な給与配分等の実現を図る観点から給与制度の総合的見直しが実施される予定であり、地方公務員においても必要な措置を講ずるよう、国から要請されていることから、本市においても一般職職員の給与の見直しについて検討しているところであります。

こうしたことから、本市の一般職職員の給与減額の取り扱いに準じ、市長、副市長の給料の額の取り扱いについて、ご意見を賜りたく諮問いたすものです。

市長及び副市長の給料の額について 事務局（案）

- 1 給料額を据え置くものとする。
- 2 一般職職員の給与の見直しに鑑み、引き続き、平成15年度から実施している給料の6%削減を行うものとする。
- 3 削減の期間を引き続き当分の間とする。

(案)

平成 年 月 日

川口市長 奥ノ木 信夫 様

川口市特別職報酬等審議会
会長 小林政氏

市長及び副市長の給料の額について（答申）

平成27年2月12日付で諮問を受けたことについて、慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 給料の額

市長及び副市長の給料額の改定は見送り、据え置くことが妥当である。

なお、平成15年度から実施している給料の6パーセント削減については、引き続き行うものとし、削減期間についても、当分の間とすることが適当である。

2 理由

来年度から国家公務員においては人事院勧告を受け、民間の給与水準に準拠した地域間、世代間の適正な給与配分等の実現を図る観点から、一般職職員の給料の減額改定を行うなど、給与制度の総合的見直しが実施され、地方公務員においても必要な措置を講ずるよう、国から要請されている状況にある。

本市においても、一般職職員の給料の減額改定は、国をはじめ近隣市や同規模自治体等の状況を鑑みても、やむを得ないものであり、特別職の給料についても一般職同様、給料の削減を実施することが望ましいものと判断される。

しかしながら、特別職の給料については、平成15年度より6パーセントの削減を行っており、職務の特殊性や市民感情等を考慮しても、現在の給料の額は妥当であると考えられることから、さらなる改定は行わず、引き続き削減を行っていくことが適当であるとの結論に達した。

したがって、市長及び副市長の給料については、上記のとおりとすることが妥当である。

なお、削減期間については、今後、一般職職員において大幅な給与改定が行われるまでの当分の間とし、市内の経済情勢や各自治体の状況等を十分に検討した上で、改めて審議を行うこととする。

川口市特別職報酬等審議会 会議録

会議の名称	川口市特別職報酬等審議会
開催日時	平成27年2月12日（木）午後2時から午後2時48分
開催場所	本庁舎第3会議室
出席者	(会長) 小林会長 (委員) 伊藤委員、小澤委員、笠原委員、小原委員、櫻井委員、竹本委員、中村委員、矢作委員
会議内容	<p>1 任命書交付 2 市長挨拶 3 自己紹介 4 会長互選 5 会長挨拶 6 質問 7 審議 　・市長及び副市長の給料の額について 8 閉会</p>
会議資料	<p>1 次第 2 資料 3 質問書（写） 4 事務局案 5 答申書（案）</p>
発言内容	<p>事務局 定刻となりましたので、川口市特別職報酬等審議会を開会いたします。 本日の会議は、次第のとおりでございます。 本市の審議会は公開が原則になっておりますことから、傍聴希望者については、特に人数に制限を設けることなく、この会場の広さに応じて、可能な限り傍聴を認めたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>－ 全員異議なく了承 －</p> <p>事務局 審議会が始まる前に傍聴希望者がいる場合には、会議冒頭で諒ることとし、会議途中からの傍聴希望者には、事務局による手続きを済ませた上で、入室してもらう取扱いとすることによろしいでしょうか。</p> <p>－ 全員異議なく了承 －</p>

	<p>事務局</p> <p>それでは、そのように取り扱うことといたします。また、報道関係者についてはフリーとさせていただきます。</p> <p>■ 1 任命書交付</p> <p>事務局</p> <p>本日、出席予定でありました徳竹委員におかれましては、所用により欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。</p> <p>事務局</p> <p>はじめに奥ノ木市長から、川口市特別職報酬等審議会委員の皆様に任命書の交付を行います。</p> <p>— 奥ノ木市長から各委員に任命書を交付 —</p> <p>■ 2 市長挨拶</p> <p>ご多忙のなか、皆様に川口市特別職報酬等審議会委員として就任していただき、ご協力いただくことに感謝いたします。</p> <p>人事院勧告を受け、来年度から国家公務員については、給与の総合的見直しが実施される予定であり、地方公務員についても必要な措置を講ずるよう国から要請されており、本市でも一般職職員の給与減額について検討しているところでございます。</p> <p>そこで、特別職である市長及び副市長の給料の額についても検討する必要性がありますことから、委員の皆様に審議を賜り、答申をいただきますようよろしくお願ひいたします。</p> <p>■ 3 自己紹介</p> <p>— 各委員自己紹介 —</p> <p>— 事務局自己紹介 —</p> <p>■ 4 会長互選</p> <p>事務局</p> <p>はじめに、川口市特別職報酬等審議会条例第4条の規定に基づきまして、会長の互選をしていただきたいと存じます。</p> <p>委員</p>
--	--

	<p>経験豊富である小林委員にお願いしてはどうでしょうか。</p> <p>事務局</p> <p>ただいま、小林委員を会長にとのご意見がございましたが、小林委員に会長をお願いするということでおろしいでしょうか。</p> <p>— 全員異議なく了承 —</p>
	<p>■ 5 会長挨拶</p> <p>会長として、これから会議を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p>
	<p>■ 6 質問</p> <p>事務局</p> <p>本審議会に対する質問理由について、説明させていただきます。</p> <p>— 事務局説明 —</p>
	<p>事務局</p> <p>それでは、奥ノ木市長から本審議会に対する質問書を小林会長にお渡しいたします。</p> <p>市長</p> <p>市長及び副市長の給料の額について、質問いたしますので、ご審議方よろしくお願いいたします。</p> <p>— 市長から会長に質問 —</p> <p>— 市長退席 —</p>
	<p>事務局</p> <p>それでは、ここからの会議につきましては、小林会長にお願いしたいと存じます。</p> <p>■ 7 審議</p> <p>会長</p> <p>審議に先立ち、当審議会の会議録について、お諮りいたします。</p> <p>会議録は、要点筆記のうえ、発言者の氏名は記載しないものとし、委</p>

員の皆様には、会議開催の概ね1ヶ月後を目途に、まずは、発言者がわかるようにお名前を入れた校正用の原稿を配布させていただきます。

そして、ご自分の発言箇所について、ご校正をいただき、修正されたもので再度、委員の皆様の確認を得て、最終的には、先ほど申し上げたように、お名前を抜いた形で完成させた会議録を、市政情報コーナー及び市のホームページ上で、公開するという取り扱いといたしたいと存じますがよろしいでしょうか。

－ 全員異議なく了承 －

会長

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

これより審議に入りたいと存じます。

まず、事務局から資料について説明願います。

事務局

－ 総務部長挨拶 －

事務局

それでは、お手元の資料につきまして、ご説明申し上げます。

まず、表紙を開けていただいた1枚目は目次となっております。

1ページをご覧ください。

本日、お集まりいただきました委員の皆様の名簿であります。

2ページをお願いします。

当審議会の条例の抄であります。

第1条では、報酬等の額を審議するために、この審議会を置くことを規程し、第2条では給料額等に関する条例を議会に提出するときは、この審議会の意見を聴くことを規程しております。

さらに、第3条第3項では、諮問に係る審議会が終了したときには、委員を解任されるとしております。

また、第4条では、先ほど互選していただきました会長の互選規程であります。

次に3ページをお願いいたします。

市長等常勤の特別職職員の給与等に関する条例の抄であります。

この条例によって、市長等の常勤の特別職職員の給料を定めております。

	<p>一番下の欄に、市長、副市長の給料月額を記載しておりますが、附則の4に規程されておりますとおり、6%を減じた額が実際は支払われておりますので、市長が107万7,240円、副市長が88万5,480円となっております。</p> <p>次に4ページをお願いいたします。</p> <p>この資料は、昨年8月に人事院でおこなった給与勧告の内容についての資料であります。</p> <p>上段、大きな四角で囲まれております「本年の給与勧告のポイント」の中の2つ目「俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直し」が、来年度より国家公務員において実施されることになっております。</p> <p>主たる見直しの内容は、俸給表の水準を平均2%引下げるといったものであります。</p> <p>1枚めくっていただきまして、7ページをお願いいたします。</p> <p>この資料は、先ほどの人事院の給与勧告について、国が閣議決定を行い、その取扱いについての通知でございます。</p> <p>大きな1番で国家公務員の給与について、来年度から総合的見直しを実施するとされ、大きな4番には地方公務員給与についても見直しを行うよう要請されているものでございます。</p> <p>9ページをお願いいたします。</p> <p>この資料は、給与制度の総合的見直しに対する地方公務員給与の対応等を、総務省が有識者を集めて検討した報告書でございます。</p> <p>次に11ページをお願いいたします。</p> <p>こちらは、一般職職員と市長及び副市長の平成15年度から今年度までの給料月額の変遷でございます。</p> <p>先ほどのご説明のとおり、特別職の給料は平成15年度から給料の6%を減じて支給しているところでございます。</p> <p>なお、一般職職員は、行政職の平均額でありますと、給料改定率は人事院の給与勧告に基づき実施したものでございます。</p> <p>最後になりますが、12ページをお願いいたします。</p> <p>この資料は、埼玉県内の市長及び副市長の給料額でございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>会長</p> <p>それでは早速、委員の皆様にご意見を賜り、審議を進めたいと思いますが、いきなりでは皆様も意見を出しにくいと思いますので、事務局からたたき台となるような案を出してもらいたいと思いますが、いかがで</p>
--	---

しょうか。

－ 全員異議なく了承 －

会長

異議なしということですので、事務局から案について説明を求めます。

－ 事務局から資料の配布 －

事務局

それでは、ただ今 お配りいたしました資料に基づきまして、ご説明申し上げます。

まず、「市長及び副市長の給料の額について 事務局（案）」と書かれた資料をご覧ください。

3点ほど箇条書きさせていただいておりますが、事務局案を結論から申し上げますと、「現行の給料 6 %削減を、引き続き期間を当分の間として行う」というものでございます。

先ほど資料でご説明申し上げました、「市長等常勤の特別職職員の給与等に関する条例」で規程されており、市長、副市長の「給料の月額」、併せて附則の 4 に規程する、「6 %削減」を引き続き、当分の間、実施するものとして、3点の箇条書きといたしたものでございます。

今回、一般職職員の給料が平均 2 %削減する方向で検討されており、特別職の給料についても、一般職同様、削減を実施することが望ましいと判断されるところでございますが、市長、副市長においては、平成 15 年度より 10 年以上にわたり、6 %削減という厳しい給料カットを行っており、職務の特殊性や市民感情等を考慮しても、現在の給料の額は妥当であると考えられることから、さらなる改定は行わず、引き続き現行の削減を実施することが適當であり、その期間を、今後、一般職職員の給与改定による増減に、大きな変動があるまでの当分の間といたしますものでございます。

次に、「特別職等の減額率別給料額」と書かれております資料をご覧ください。

中央、6 %減額と書かれて太枠で囲んでおります部分が、現在の特別職の給料の月額と年額であります。

上段の行から、市長、副市長、その他の特別職の別に記載をしております。

	<p>横列には、本来額から減額率ごとの月額と年額、また、下段の太字は現行額からの差額を表したものでございます。</p> <p>ご審議の参考として、こちらの資料をご活用いただきたく存じます。</p> <p>事務局からの説明は、以上でございます。</p> <p>会長</p> <p>ご意見のある委員さんは、举手をお願いします。</p> <p>委員</p> <p>一般職職員の給料の昇給率は、どのようにになっているのか。</p> <p>事務局</p> <p>職員の給料は、通常、毎年4月1日に4号給昇給することになっており、昇給率の平均は、職種によって異なりますが、約2%となっております。</p> <p>委員</p> <p>そうすると、今回の見直しで2%引下げるということは、プラスマイナス0ということか。</p> <p>事務局</p> <p>国が来年度から行う総合的見直しでは、給料の平均2%を引下げる予定ですが、若年層における引下げは行わず、中間層から高年層において、徐々に引下げ率を高くしております。高年層における最大引下げ率は4%となっており、昇給した場合を考慮しても現行の給料額と比較した場合、2%以上の引下げとなります。</p> <p>委員</p> <p>資料にある一般職の給料月額の変遷を見る限り、毎年給料が下がっているように見えるが、実際は毎年昇給しており、給料は上がっていると認識している。</p> <p>一方、特別職における給料は、毎年据え置きとなっている状況にある。</p> <p>個人消費を増やすために、民間企業に対し賃上げを要請している政府に対し、人事院が公務員給与の引下げ勧告を行うことには、理解し難いものがあり矛盾を感じる。</p> <p>委員</p> <p>アベノミクスでは民間企業に対し、賃上げするよう働きかけているが、川口市内の中小企業では、実際に賃上げを行っているところはほとんどないと思われることから、市長等の特別職の給料は据え置くことが妥当である。</p> <p>会長</p> <p>折角ですから委員の皆さんから意見をいただきたいと思います。</p>
--	--

	<p>委員</p> <p>労働基準監督署が示す最低賃金は、毎年上がってきており、そうした状況も考慮して考えるべきである。</p> <p>委員</p> <p>アベノミクス効果で大企業の給料は上がっているが、大部分の中小企業では、据え置きとなっている状況を考えれば、市長等の特別職の給料についても据え置くことが妥当である。</p> <p>委員</p> <p>市長、副市長の多忙を極める業務を考えれば、給料の削減には反対であるが、諸般の事情を考慮すれば、事務局案が妥当である。</p> <p>委員</p> <p>一般職については、給料2%引下げられるが、賞与が0.15月引上げられていることを考慮すれば、現状維持が妥当だと思われる。</p> <p>委員</p> <p>未だに厳しい民間企業の現状を考えれば、事務局案が妥当と考える。</p> <p>委員</p> <p>現状を考えればやむを得ないことから、事務局案が妥当と考える。</p> <p>会長</p> <p>それでは、皆様方からいただいた意見、審議いただいた内容について、答申書としてまとめますので、暫時休憩といたします。</p> <p style="text-align: center;">— 暫時休憩 —</p> <p style="text-align: center;">— 再開前に答申書案を机上に配布 —</p> <p>会長</p> <p>再開いたします。</p> <p>それでは、答申書の案ができましたので、事務局から朗読をお願いします。</p> <p>事務局</p> <p style="text-align: center;">— 答申書案を朗読 —</p> <p>会長</p> <p>ただ今、確認いただいた答申書案の内容について、ご意見はござりますか。</p>
--	---

— 意見なし —

会長

それでは、この答申案のとおりでよろしいでしょうか。

— 全員異議なく了承 —

会長

それでは、後日、この答申書を私から市長に渡すということでよろしいでしょうか。

— 全員異議なく了承 —

会長

ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

会長

本日は、皆様のご協力により、無事、審議は終了いたしました。

委員の皆様におかれましては、条例の規定に基づき、委員の職を解かれることとなります。

以上をもちまして川口市特別職報酬等審議会を閉会いたします。

■8 閉 会

(午後2時48分)

以上